

# 広報直島

2023 Jul. No.840



すな おな えが おのしま

## contents

- 02 財政情報の公表
- 04 総務課・建設経済課からのお知らせ
- 06 環境水道課・住民福祉課からのお知らせ
- 08 カメラレポート
- 10 住民福祉課からのお知らせ
- 11 住民福祉課・まちづくり観光課からのお知らせ
- 14 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,564(-6) 人口/2,947(-13) 男/1,517(-6) 女/1,430(-7)  
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km<sup>2</sup>

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / [somu1@town.naoshima.lg.jp](mailto:somu1@town.naoshima.lg.jp)



# 財政事情の公表

令和5年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和4年度の町の予算がどのように使われたか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

## 一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	52,347	51,536	50,821	98.6
2 総務費	618,621	1,026,510	426,361	41.5
3 民生費	578,286	610,958	555,593	90.9
4 衛生費	523,808	564,360	469,515	83.2
5 労働費	6	6	0	0.0
6 農林水産業費	63,892	37,439	29,855	79.7
7 商工費	82,753	123,443	114,827	93.0
8 土木費	521,679	543,054	420,615	77.5
9 消防費	85,147	79,907	56,960	71.3
10 教育費	248,175	244,926	215,670	88.1
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	438,545	438,599	438,588	100.0
13 諸支出金	3	3	0	0.0
14 予備費	10,000	7,617	0	0.0
<b>歳出合計</b>	<b>3,223,280</b>	<b>3,728,376</b>	<b>2,778,805</b>	<b>74.5</b>

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

## 一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1 町 税	844,012	910,580	917,652	100.8
町 民 税	214,609	223,270	229,081	102.6
内 固定資産税	597,913	653,350	653,893	100.1
軽自動車税	13,453	13,977	14,081	100.7
たばこ税	18,037	19,983	20,597	103.1
2 地方譲与税	10,770	10,618	10,990	103.5
3 利子割交付金	800	370	358	96.8
4 配当割交付金	2,700	2,900	3,597	124.0
5 株式等譲渡所得割交付金	2,000	2,500	2,457	98.3
6 法人事業税交付金	9,600	11,200	11,224	100.2
7 地方消費税交付金	76,800	88,600	88,593	100.0
8 環境性能割交付金	800	950	1,021	107.5
9 地方特例交付金	901	1,085	1,084	99.9
10 地方交付税	950,000	1,216,417	1,287,788	105.9
11 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12 分担金及び負担金	24,324	25,197	21,831	86.6
13 使用料及び手数料	79,842	68,371	70,901	103.7
14 国庫支出金	112,278	257,919	237,532	92.1
15 県支出金	138,901	103,445	47,715	46.1
16 財産収入	6,422	6,763	6,934	102.5
17 寄附金	70,008	65,176	64,144	98.4
18 繰入金	786,222	715,096	377,894	52.8
19 繰越金	30,000	178,151	178,151	100.0
20 諸収入	16,899	31,037	29,098	93.8
21 町 債	60,000	32,000	0	0.0
22 自動車取得税交付金	0	0	29	0.0
<b>歳入合計</b>	<b>3,223,280</b>	<b>3,728,376</b>	<b>3,358,993</b>	<b>90.1</b>

### 町有財産の現況

区分	面積・金額
土地	893,960.48㎡
建物	39,056.67㎡
有価証券	0円
出資による権利	10,489,440円
基金	1,550,400,000円
債権	0円
一般現金	410,000円
一般預金	848,032,010円

### 町税負担額

区分	税額	一人当り税額	一世帯当り税額
町民税	229,984千円	78,199円	148,090円
固定資産税	652,911	222,003	420,419
その他	33,928	11,536	21,846
合計	916,823	311,738	590,355

令和5年3月31日現在 現在人口 2,941人 世帯数 1,553戸

### 町債の現在高

(単位：千円)

区分	借入先	金額	備考	
普通会計	財務省	2,383,778	一般公共事業債	14,454
			一般廃棄物処理事業債	56,630
			減税補てん債	0
			減収補てん債	4,000
			学校教育施設等整備事業債	49,217
			臨時財政対策債	984,347
			辺地対策事業債	255,371
			過疎対策事業債	810,156
			全国防災事業債	16,484
			病院事業債	193,119
普通会計	地方公共団体金融機構	126,194	緊急防災・減災事業債	126,194
	株式会社かんぽ生命保険	9,587	減税補てん債	2,946
普通会計	株式会社ゆうちょ銀行	26,022	一般公共事業債	0
			減税補てん債	402
普通会計	株式会社百十四銀行	15,835	臨時財政対策債	15,835
			香川県農業協同組合	52,964
特別会計	財務省	624,942	下水道事業債	604,085
			辺地対策事業債(下水道)	18,635
			過疎対策事業債(下水道)	2,222
特別会計	地方公共団体金融機構	146,974	下水道事業債	146,974
企業会計	財務省	1,344,362	簡易水道事業債	1,022,824
			辺地対策事業債(簡易水道)	320,461
			過疎対策事業債(簡易水道)	1,077
企業会計	地方公共団体金融機構	55,067	簡易水道事業債	55,067
合計		4,785,725		

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和4年度分(32,000千円)を除く。

### 簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収入	503,248	544,512	96,732	96,730
支出	470,974	449,830	512,471	499,826
収支差引	32,274	94,682	△ 415,739	△ 403,096

### 特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

区分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	484,450	456,582	398,563	87.3	397,082	87.0
介護保険事業特別会計	405,821	432,975	435,918	100.7	364,338	84.1
診療所事業特別会計	269,440	285,670	283,646	99.3	269,303	94.3
後期高齢者医療事業特別会計	66,894	68,144	68,949	101.2	58,415	85.7
下水道事業特別会計	267,976	272,034	234,684	86.3	210,183	77.3
宅地造成事業特別会計	5,738	30,928	30,926	100.0	4,807	15.5
合計	1,500,319	1,546,333	1,452,686	93.9	1,304,128	84.3



建設経済課からのお知らせ

## 急傾斜地崩壊対策事業補助について

### 急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけ等に対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を<sup>ようへき</sup>行い、<sup>のりめん</sup>がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

### 香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る）の高さが5 m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したもののうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱および香川県補助金交付規則に基づくものとする。

### 経費の内訳

県費	対象事業費の1 / 2程度
町費	事業費の1 / 4程度
分担金	事業費の1 / 4程度(個人負担金)

上記の採択基準をみだし、急傾斜地崩壊対策事業補助を受けたい場合は、**8月10日(木)までに建設経済課**にご連絡ください。

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業力所を決定します。

## 農薬は周りに配慮して正しく使いましょう！

### 農薬を扱う方は次のことに注意しましょう。

- ・農薬使用基準（適用作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数）を守りましょう。
- ・農薬は食品等他のものと分けて保管し、容器の移し替えはしないようにしましょう。
- ・農薬の飛散を減らすため、風向きに注意するなど、散布時の基本的事項を守りましょう。
- ・住宅地周辺では農薬の飛散防止対策を立てるとともに、事前に散布を知らせる等、周辺住民の方に配慮しましょう。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



## ..... 環境水道課からのお知らせ .....

### ごみの出し方 可燃ごみ（燃えるごみ）編

#### ごみステーションへ出す際のポイント・注意点

- 収集日…毎週月曜日・水曜日・金曜日（前日からは出さないこと）
- ごみ袋…町指定可燃ごみ袋（大・中・小）
- 生ごみ…水切りを十分にしてください。（悪臭や腐敗の原因となるため）
- 剪定ごみ…直径15cm以下でかつ長さ50cm以下に切り、ひもで束ねて出すこと。
- 繊維くず…可燃ごみ袋に入る大きさであれば、切る必要はありません。
- おむつ…汚物は取り除いてから出してください。

#### その他特にお願いしたい点

可燃ごみ袋の中に紙類（包装紙、菓子箱等）が多く混在しているため、できるだけ分別して紙類の収集日（毎週木曜日）に出してください。

**ごみ出しルールを守りましょう！**

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

## ..... 住民福祉課からのお知らせ .....

### 出張年金相談を開催します

#### ●開催日

7月20日(木) **事前予約制**

#### ●場所・時間

- ・役場（1階小会議室） 9:30~12:30
- ・西部公民館（1階研修室） 13:00~16:00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に  
**事前予約**をお願いします。

（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用）  
平日8:30~17:15  
【土・日・祝日を除く】



#### ●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

#### ●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、離婚分割、住所・口座変更等

#### ●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など  
相談者本人であることが確認できるもの  
※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

**年金事務所と同等のサービスが受けられます。**

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

## 国民年金基金相談会のお知らせ

このたび、下記の日程で国民年金基金相談を実施します。お気軽にご相談ください。

**日時** 8月4日(金) 午前10時から午後3時まで

**場所** 役場2階小会議室

全国国民年金基金香川支部 ☎フリーダイヤル0120-65-4192

国民年金基金は、「自営業等の方にもサラリーマン並みの老後保障を！」ということで設立された公的な制度です。

国民年金に上積みして、より豊かな老後を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。特徴としては

- 終身年金なので長生きリスクを軽減できる。
- 掛金が全額社会保険料控除となるので所得税、住民税が軽減される。
- 80歳までの死亡時の一時金がついてくる。(B型を除く)

加入できる人は、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者、海外居住の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人や、農業者年金に加入している人は加入できません。

このたび、国民年金基金についての相談会を開設しますので、お気軽にご相談ください。詳しくは、全国国民年金基金香川支部までお問い合わせください。

## 8月は「同和問題啓発強調月間」です

### ～同和問題に正しい理解と認識を～

8月1日～31日までの1カ月間は、同和問題啓発強調月間です。

私たちの社会には、さまざまな差別や人権にかかわる問題が数多く存在しています。

中でも同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な人権問題です。差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

この機会に、一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、差別のない明るい社会を築きましょう。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

6月10日(土)

## 幼児安全法講習会

直島ホール研修室にて、幼児安全法講習会が開催されました。  
日本赤十字香川県支部の指導により、乳幼児の心肺蘇生やAED講習、異物除去などの救命処置を学びました。



6月11日(日)

## 文化協会芸能大会

総合福祉センター劇場ホールにて、文化協会芸能大会が開催されました。  
出演者の方々は、踊りや文楽、歌唱に演奏などを披露し、会場を大いに盛り上げていました。



6月17日(土)

## 直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区において、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。

天候にも恵まれ、約60名が参加し、昔ながらの田植えを楽しみました。これから夏に入り、稲もぐんぐん伸びていきますので成長を見守りましょう。

秋には、みんなで植えた稲の収穫体験を予定しています。



6月23日(金)

## 戦没者追悼式

戦没者追悼式を総合福祉センター劇場ホールで執り行いました。ご遺族・来賓の方々が集まり、戦没者のご冥福を祈り平和の誓いをたてました。

なお、追悼式に次の方からご寄附をいただきました。お礼申し上げます。

- 三菱マテリアル株式会社直島製錬所





## 健康推進室からのお知らせ

### ホットアドバイス ～作業療法士からリハビリテーションについて～

こんにちは。作業療法士の末澤です。今回は、<sup>かんせつ か どういき</sup>関節可動域練習について説明します。

#### 関節可動域

関節可動域とは、体の各関節が動く範囲（角度）のことで、<sup>じんたい</sup>靱帯・<sup>けん</sup>腱・<sup>きんじく</sup>筋肉等がどの程度強固に関節を取り巻いているかによって決まります。これらの構造が、ゆるく柔軟であるほど、より大きく動くことができ、逆に固くなるほど動きは小さくなります。

#### 関節が固くなるという事

たとえば、筋肉の動きが少なくなると、筋肉は短くなっていきます。短くなってくると筋肉は<sup>いしよく</sup>委縮して、<sup>せんい</sup>繊維化しやすくなると言われています。筋肉をゴム紐に例えて、長く伸びるゴム紐が短いゴム紐に変わったと想像してみてください。短いゴム紐に囲まれた関節は、動かす際に力がいらいますので動かさないようになり、何カ月も続くと<sup>こうしよく</sup>関節拘縮といって関節が固まった状態になり、さまざまな活動の障害になります。

#### 関節を動かす練習をしましょう

関節可動域練習という言葉聞いたことはありますか？聞きなじみがないと思いますが、要するに各関節の筋肉を、動かせる範囲は動かしましょうということになります。身体を動かして動きにくさがある方は、皆さん、練習してみましよう。

どの関節が固いのか知ることは、とても大事なことです。動かしにくい所を、1日1回、最低5回ずつは動かすことが重要です。ぜひ実践してみてください。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**健康推進室**へお問い合わせください。



- 左図は、自分で動かせるように表記されています。矢印は、関節の動く方向を表していますので、意識して練習してみてください。
- 自分で身体を動かせない方は、セラピストや家族にすべて動かしてもらう他動運動を、関節可動域の途中で止まる方は、途中から最終までは介助で動かしてもらう自動介助運動があります。痛みのある場合は無理せず、痛みのない範囲で止めます。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

## たのしい！ アタマ元気 脳トレ教室

この教室では、面白いゲームやクイズ等をみんなでを行い、「記憶力」や「意欲」など、脳の活性をうながします。楽しみながら、いつまでも元気な脳を目指しましょう。

**【教室内容】**

認知症予防脳トレ士による「脳イキキ活性化ゲーム」  
なつかしい映像を見ながら、回想による脳トレ など

みんなと  
一緒だから  
楽しいわね。

なるほど！  
家でも試してみようかな。



**日時** 8月4日(金) 9:45~11:00

**持ち物** 筆記用具、眼鏡、飲み物など

**場所** 西部公民館 体育室兼講義室

**申込** 8月1日(火)までに  
役場健康推進室までご連絡ください。

**講師** 認知症予防脳トレ士 光村拓也氏

**料金** **無料**



みんな楽しく、脳を活性化しましょう♪

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

まちづくり観光課からのお知らせ

## まちづくり景観活動をご支援します(第2期募集・ソフト事業のみ)

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

※今年度のハード事業募集は終了しました。なお、今回の募集内容は右のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額  
→別表のとおり

○例えばこのようなときに…

- 「道路沿いを花いっぱいになりたい」
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」  
など

②申請の締切…7月31日(月)まで

申請様式についてなど、詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づくまちづくりを推進するために必要な事業	ソフト事業	条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	2/3	30万円
		調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費		

※令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- (1)法人ならびに営利を目的とする個人および団体
- (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



## まちづくり観光課からのお知らせ

### みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施します。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

#### ●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額 1事業あたり30万円を限度とします。  
同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●応募の締切 7月31日(月)

●申し込み先 まちづくり観光課デジタル推進室



お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



### 契約書面等の電子交付について

訪問販売・電話勧誘販売等の契約が成立した場合に事業者が交付する契約書面等について、令和5年6月1日から、消費者が希望・承諾した場合に限りメール等の電子書面による交付が可能になりました。

契約書面の受領はクーリング・オフの起点の参考となる非常に重要な事項です。電子機器の操作に自信がある方以外は、紙による書面交付を求めるほうがトラブル防止につながります。

**困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。**

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」 「消費者ホットライン188 (局番なし)」

## 地震防災対策の現状調査に係る住民向けアンケート

地震防災対策では、減災目標の達成を目指し、地域の特性に応じて、対策が進められているところです。この度、内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆さまの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたいと思いますので、ぜひご意見をお聞かせください。お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

●回答フォーム URL <https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

●実施期間 7月1日～8月31日

●回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。



お問い合わせ 内閣府 防災担当 03-3501-6996

# サマージャンボ

# 7

億円

1等前後賞合わせて7億円  
1等5億円、前後賞各1億円

# サマージャンボ

# 3

千万円

当せんの  
チャンス  
広がる!

1等前後賞合わせて3,000万円  
1等2,000万円、前後賞各500万円

この宝くじの収益金は、  
市町村の明るく住みよい  
まちづくりに使われます。

PCやスマホで  
ネット購入!

宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

## 7月4日(火)同時発売

発売期間/7月4日(火)～8月4日(金) 抽せん日/8月18日(金)

各1枚  
300円

2023年市町村振興宝くじ

公益財団法人 香川県市町村振興協会



No.192

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



## 糖尿病網膜症とうにょうびょうもうまくしゅうってどんな病気？

(医師 森田 峻史)

### <糖尿病網膜症とは？>

糖尿病網膜症 (Diabetic retinopathy) は、糖尿病が引き起こす目の病気で、糖尿病患者の視力低下や失明の主要な原因となります。日本人の成人で失明の原因第2位になっています。

糖尿病が長期間続くと、網膜 (目の奥にある光を感知する組織) の微細な血管が損傷を受けることがあります。

これにより、血管から血液などの液体が漏れたり、新しい血管が異常に発生したりします。

糖尿病網膜症は少しずつ進行していくのですが、症状がかなり進行するまで、自覚症状がないことが多い病気です。

症状がないからといって放置をしていると、「急に見えなくなった」、「目の前が真っ暗になった」というケースもあります。

### <糖尿病網膜症はどのくらいで発症するの？>

糖尿病網膜症は、糖尿病を発症して5年をめどに発症し、10年～15年では50%以上が発症するとされています。

糖尿病網膜症が発症したばかりでは、自覚的症状がないことがほとんどです。網膜の視力に重要な部分に浮腫ぶしゅが生じた場合には視力低下を自覚することがあります。

網膜剥離はくりでは、視野障害や視力低下を生じます。硝子体出血しょうしゅうしゅつが起こると、急激な視力低下をきたします。

### <糖尿病網膜症を予防するためには？>

血糖値の上昇と下降が激しいと合併症が起こりやすくなります。急激な血糖値の上昇を起こさないように暴飲暴食は避ける、内服薬はきちんと内服するようにしましょう。

そのほか生活習慣で気をつけることは、食事面ではゆっくりよく噛んで食べる、決まった時間に食べる、野菜を多く摂る、甘いものや油の多いものは避けるようにしましょう。

運動面では、なるべく階段を使う、ストレッチをする、散歩をするなど可能な範囲で適度な運動を心がけてください。

### <糖尿病網膜症は早期発見と治療が失明予防の鍵>

糖尿病網膜症は失明につながる怖い病気です。症状がかなり進行するまで自覚症状が出ないことも多く、糖尿病を長い間放置して、急に見えなくなったというケースもしばしばあります。

怖い病気ですが、早期発見・早期治療を行うことで、症状の悪化を防ぐことができますので、一度、糖尿病と診断されたら、早めに必ず眼科を受診して、眼科医の診察を受けるようにして下さい。



寄附のお礼

▼下津良治様より亡妻下津英子様  
様の香典返しとして、直島町、  
消防団第2分団に対して金一  
封のご寄附がありました。

チャレンジ! 広報クイズ

Q.6月17日(土)に行われた直島コメ作りプロジェクトはどの  
地区の田んぼで開催されたでしょうか?

- ①本村地区 ②積浦地区 ③宮ノ浦地区

(ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ① 応募総数 12 通

【応募締め切り】7月31日(月)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を  
書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で  
記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。  
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、  
第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真を  
お待ちしております。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子  
さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記  
の宛先までご応募ください。  
※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・  
電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp  
締め切り:7月21日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
7月16	満木内科小児科 (用吉)71-0747	玉野市民病院 (宇野)31-2101	三宅(至)歯科医院 (山田)41-1031
17	たなべ内科 (八浜町八浜)51-3600	中谷外科病院 (田井)31-2323	赤木歯科医院 (築港)31-1771
23	油原医院 (和田)81-8235	大西病院 (田井)33-9333	赤司歯科医院 (宇野)32-1289
30	こやま医院 (八浜町見石)51-3333	山田クリニック (和田)81-7197	あさの歯科医院 (玉原)31-7722
8月6	せいきょう玉野診療所 (羽根崎町)81-1696	たまメディカルリハビリ テーションクリニック (玉)31-6803	阿部歯科医院 (用吉)71-0839

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。  
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月10日~8月11日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7/10	11	12	13	14
午前 藤原・森田	午後 藤原	午前 藤原・森田	午後 森田	森田
17	18	19	20	21
休診日	森田	午前 藤原・森田	午後 藤原	午前 森田
24	25	26	27	28
午前 藤原・森田	午後 藤原	午前 藤原・森田	午後 森田	午前 藤原
31	8/1	2	3	4
午前 藤原・森田	午後 森田	午前 藤原・森田	午後 藤原	森田
7	8	9	10	11
午前 藤原・森田	午後 藤原	午前 藤原・森田	午後 森田	藤原
				休診日

※診療担当医は都合により変更することがあります。  
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00  
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30  
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。  
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。  
(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。  
7/27(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。  
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防  
松崎 美桜さんの作品  
「モネの睡蓮」



宮ノ浦  
杉 麻央さんの作品  
「ぼくの海」



横防  
岡崎 貢さんの作品  
「観光客の姿が見えます」



宮ノ浦  
杉 悠叶さんの作品  
「ぼくのうみ」

## 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、**速やかに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！**



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

### ★ポイント

令和6年4月1日以前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、**法務省 所有者不明** で検索してください。

★相続登記に関する個別の事案については、香川県司法書士会につながる

**☎0120-13-7832** にて相談のご予約ができます。

★相続登記の申請手続きに関するご案内（ハンドブック）はこちら →



（法務局ホームページ）